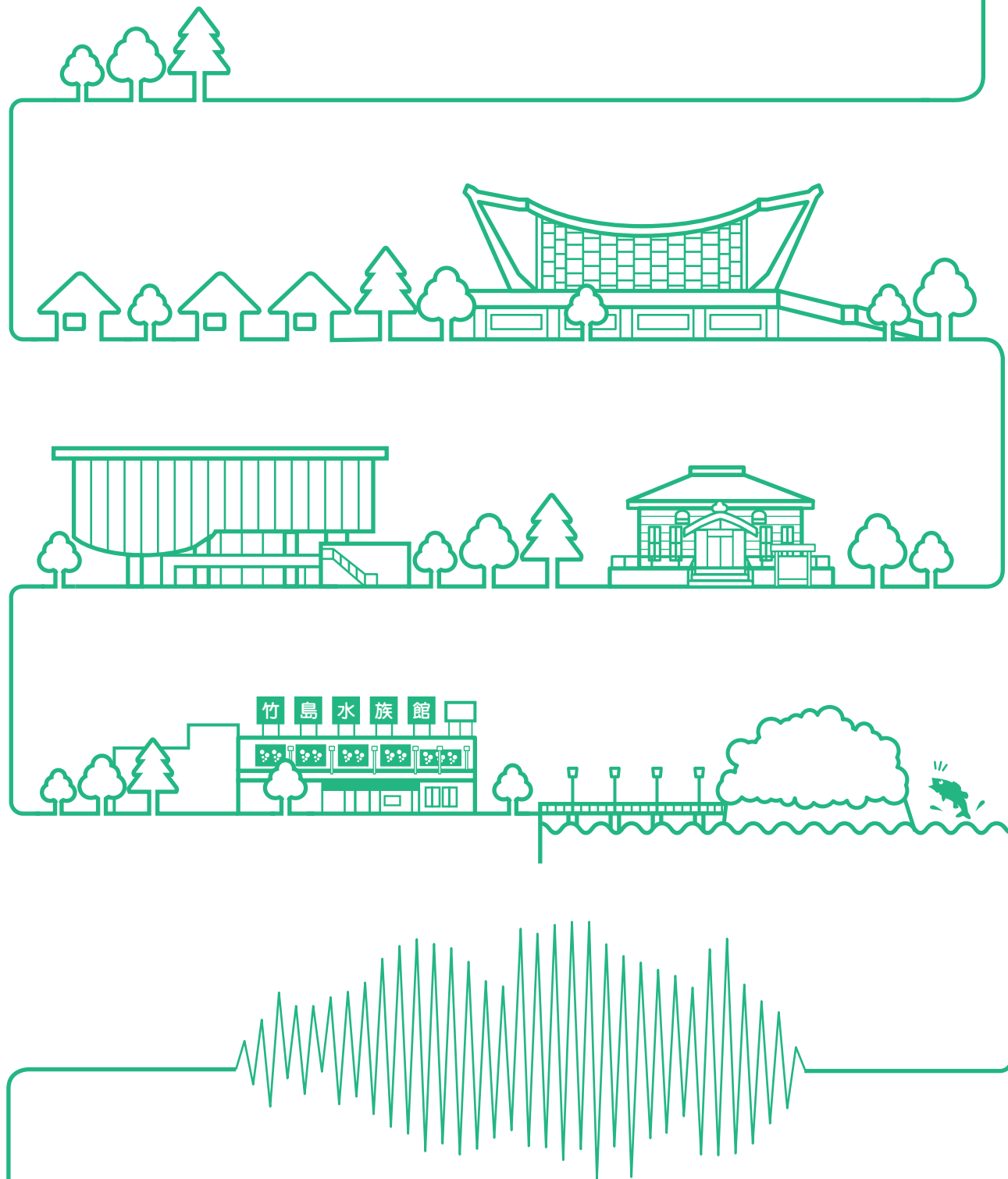


Gamagori City Earthquake-Resistant Repair Promotion Plan 2022

蒲郡市耐震改修促進計画

令和4年3月



目次

第1章 はじめに.....	- 1 -
1-1 計画策定の背景 耐震化と減災対策	- 1 -
1-2 計画の位置づけ.....	- 2 -
1-3 SDGs への取組.....	- 3 -
1-4 近年の主な地震被害.....	- 4 -
1 阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等の被害.....	- 4 -
1-5 蒲州市における地震被害想定	- 7 -
1 想定される地震・津波の規模及び被害予測	- 7 -
第2章 計画の基本事項.....	- 9 -
2-1 対象区域、計画期間、対象建築物	- 9 -
1 対象区域.....	- 9 -
2 計画期間.....	- 9 -
3 対象建築物.....	- 9 -
4 耐震診断義務付け対象建築物.....	- 15 -
2-2 住宅、建築物の耐震化の現状	- 17 -
1 住宅.....	- 17 -
2 特定既存耐震不適格建築物	- 19 -
3 耐震診断義務付け対象建築物.....	- 21 -
2-3 施策の実施状況と課題	- 23 -
1 施策評価.....	- 23 -
第3章 計画の方針.....	- 25 -
3-1 計画の方針	- 25 -
3-2 計画の目標	- 26 -
1 住宅の耐震化.....	- 26 -
2 住宅の減災化.....	- 26 -
3 特定既存耐震不適格建築物の耐震化	- 26 -
第4章 住宅の耐震化及び減災化促進.....	- 27 -
4-1 取組の方針	- 27 -
4-2 優先的に耐震化すべき建築物	- 28 -
4-3 耐震化率目標達成のための取組課題.....	- 28 -
4-4 耐震化の促進	- 29 -
1 耐震診断.....	- 29 -
2 耐震改修.....	- 29 -
3 人材育成.....	- 32 -
4-5 減災化の促進	- 33 -
1 段階的耐震改修の促進.....	- 33 -
2 耐震シェルター等設置の促進.....	- 34 -
3 家具の転倒防止の促進.....	- 34 -

4-6 防災まちづくりと普及・啓発	- 35 -
1 防災まちづくりの推進と普及・啓発.....	- 35 -
4-7 その他の施策	- 38 -
1 関連する安全対策	- 38 -
2 空家の利活用促進.....	- 39 -
第5章 建築物の耐震化促進.....	- 40 -
5-1 取組の方針	- 40 -
5-2 耐震診断義務付け対象建築物、特定既存耐震不適格建築物の耐震化促進	- 40 -
1 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化促進.....	- 40 -
2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化促進	- 42 -
5-3 関連施策	- 43 -
1 関連する安全対策	- 43 -
第6章 計画達成に向けて.....	- 44 -
6-1 耐震化及び減災化に向けた役割分担	- 44 -
6-2 フォローアップについて.....	- 45 -
資料編	- 46 -
アンケート調査.....	- 46 -
1 アンケートの調査結果(抜粋)	- 46 -
(1) アンケート調査の対象者と回答.....	- 46 -

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景 耐震化と減災対策

これまでの地震被害を振り返ると、阪神・淡路大震災（1995（平成7）年1月17日発生）では6,434人の尊い命が奪われました。地震による直接的な死者数は5,502人であり、このうち約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。以降、住宅等の耐震化が重要な課題となり、全国的に耐震化等の取組が進められてきました。また、東日本大震災（2011（平成23）年3月11日発生）の原因となった東北地方太平洋沖地震は、それ以前に予測していなかった複数のプレートによる連動地震でした。2016（平成28）年4月の熊本地震は震源の浅い直下型地震であり観測史上はじめて震度7を2回記録し、住宅の倒壊などの大きな被害を受け、住宅・建築物の耐震化の重要性が改めて明らかになりました。その後も、2018（平成30）年6月に大阪府北部を震源とする地震、同年9月に北海道胆振東部地震が発生するなど、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

蒲郡市（以下、「本市」という。）は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定され、全国的にも特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域です。震災で建物が倒壊することにより長期間、住まいや職場を失うということは、避難所や仮設住宅での生活が長期にわたり、生活基盤そのものが揺らぐこととなります。そのため、被災後の安全・安心な生活を守るために、「公助」だけではなく被災前の「自助」として耐震化を促進する必要があります。

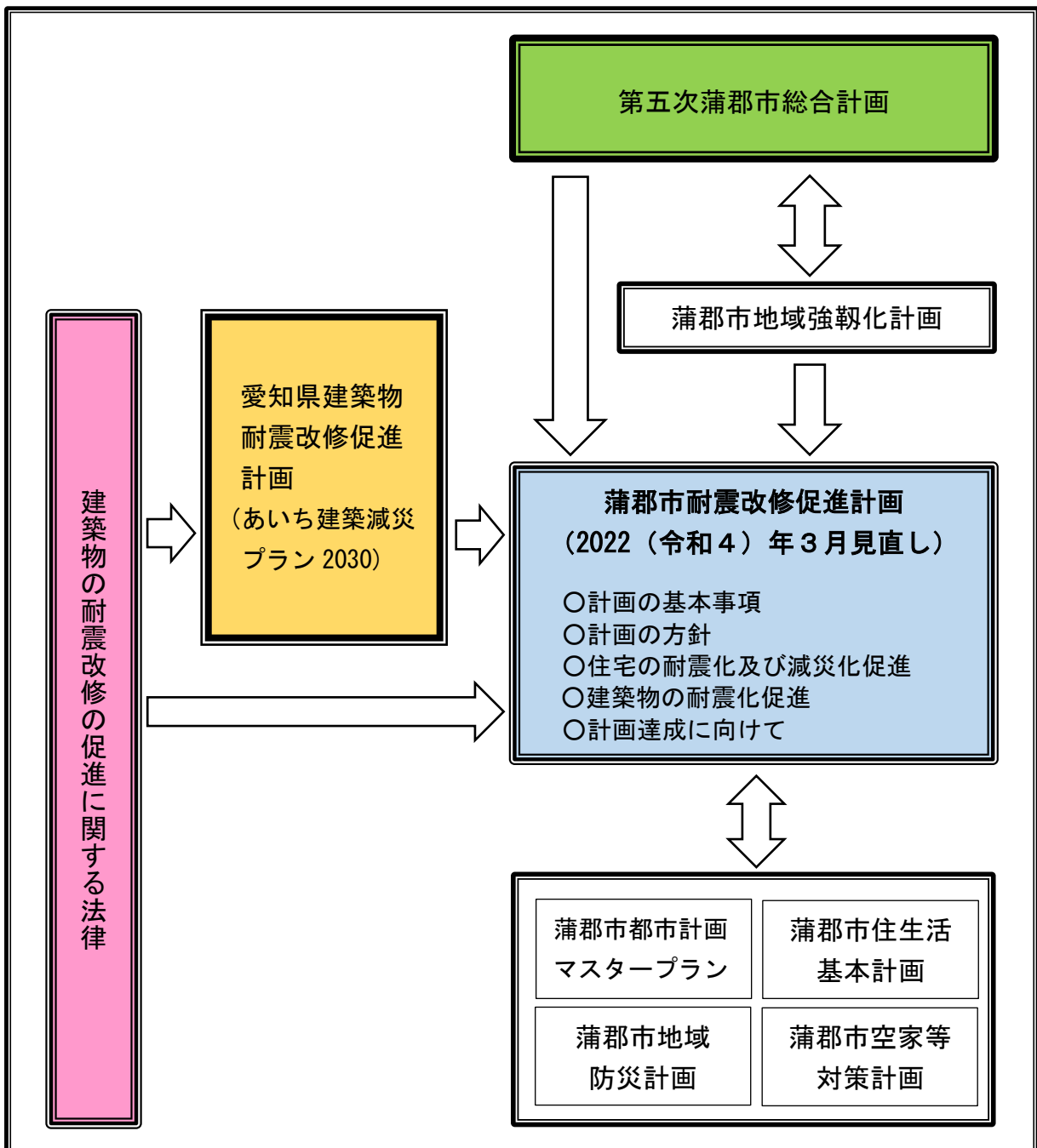
また、今日の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、大地震が発生した場合に、避難所で感染症が拡大することを回避するためにも、自宅で避難生活を送ることができるよう住宅の耐震化は、ますます重要になっています。

本市では、2017（平成29）年3月に「蒲郡市耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）」を改定し、これまで民間住宅の耐震化に取組み、2,829棟の木造住宅の耐震診断や129棟の耐震改修の補助を行ってきましたが、民間住宅の耐震化促進には、更なる耐震化施策に加え、減災化施策を講じる必要があります。2021（令和3）年3月に「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2030）」が改定され、住宅の耐震化率を2030（令和12）年度までに概ね解消とする新たな目標が示されました。本市においても、実情を踏まえながら、耐震化目標の見直しや耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策の見直しを行い、更なる耐震化と減災化を促進します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「法」という。）」に基づく、国が定める基本方針を踏まえ、「愛知県建築物耐震改修促進計画（以下、「県計画」という。）」、「第五次蒲郡市総合計画」、「蒲郡市地域強靱化計画」、「蒲郡市都市計画マスタープラン」、「蒲郡市住生活基本計画」、「蒲郡市地域防災計画」、「蒲郡市空家等対策計画」を関連計画として、本市における住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として策定するものです。

図1.1 蒲郡市耐震改修促進計画の位置づけ



1-3 SDGs への取組

SDGsはSustainable Development Goalsの略称で、2015(平成27)年9月の第70回国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標で、2016年から2030年までの間に達成すべき17の目標と関連する169のターゲットで構成されています。

「誰一人取り残さない」を基本理念とするとともに、持続可能な開発を目指すうえで、重要とされる社会・経済・環境の各方面から総合的な取組に重点が置かれており、既に世界的な取組がスタートしています。



本市では、2021(令和3)年6月に策定した「第五次蒲郡市総合計画(2021(令和3)年度から2030(令和12)年度)」とSDGsを連動させ、SDGsの達成とともに、さらなる行政サービスの向上を目指し、各施策を展開しています。

本計画は、「第五次蒲郡市総合計画」における住宅環境分野の目指す将来の姿である「建築物の耐震化が進み、地震に強く、安心して暮らせるまちを形成」、「既存の住宅や土地を有効活用し、誰もが住みやすい住宅の増加」を実現するための個別計画として位置づけられ、持続可能なまちづくりを目指すものとなります。

【関連するSDGsの目標】

安全な住宅環境の促進



1-4 近年の主な地震被害

1 阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等の被害

(1) 阪神・淡路大震災の被害

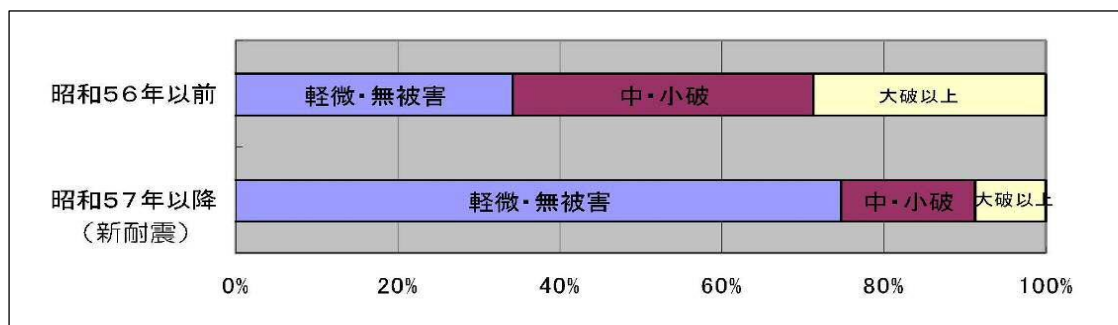
阪神・淡路大震災は直下型地震です。住宅被害の大部分は地震の揺れによるもので、特に1981(昭和56)年以前に建築した住宅に大きな被害が出ました。

表1.1 阪神・淡路大震災被害状況

発生日時	1995(平成7)年1月17日 午前5時46分	
地震の規模	マグニチュード7.3	
最大震度	震度7	
人的被害 (死者数)	家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831人 (88%)
	焼死(火傷死)及びその疑いのあるもの	550人 (10%)
	その他	121人 (2%)
	合計	5,502人 (100%)
住宅被害	全壊	104,906棟
	半壊	144,274棟
	一部損壊	390,506棟

人的被害:平成7年度版「警察白書」から(1995(平成7)年4月24日現在)警察庁調べ
消防庁確定報(2006(平成18)年5月19日)による死者数は6,434人
住宅被害:消防庁確定報(2006(平成18)年5月19日)

図1.2 建築年別にみる被害状況



出典:改正法・同施行令等の解説(2006(平成18)年2月)

(2) 東日本大震災の被害

東日本大震災は海溝型地震です。住宅の被害は揺れによるものもありましたが、大部分は津波によるものです。ただし、建物の倒壊は円滑な避難の妨げになるため、建物の耐震化は重要です。

表1.2 東日本大震災被害状況

発生日時	2011（平成23）年3月11日 午後2時46分	
地震の規模	マグニチュード9.0	
最大震度	震度7	
人的被害	溺死	14,308人 (91%)
	圧死、損傷死、その他	667人 (4%)
	焼死	145人 (1%)
	不詳	666人 (4%)
	合計	15,786人 (100%)
住宅被害	全壊	127,291棟
	半壊	272,810棟
	一部損壊	766,097棟

人的被害：警視庁調べ（2012（平成24）年3月11日現在）

住宅被害：消防庁第149報（2014（平成26）年3月1日現在）

東日本大震災から「減災」という考え方の必要性

「減災」という考え方

今回の津波は、これまでの災害に対する考え方を大きく変えた。今回の津波の浸水域は極めて広範囲であり、その勢いは信じ難いほどに巨大であった。それは、物理的に防御できない津波が存在することをわれわれに教えた。この規模の津波を防波堤・防潮堤を中心とする最前線のみで防御することは、もはやできないということが明らかとなった。今後の復興にあたっては、大自然災害を完全に封鎖することができるという思想ではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が重要である。この考え方に立って、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から、災害に備えなければならない。

出典：東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲慘のなかの希望～」(2011（平成23）年6月)

(3) 熊本地震の被害

熊本地震は直下型地震です。本震と前震の2度にわたり震度7の揺れを観測し、住宅被害が拡大しました。

表1.3 熊本地震被害状況

発生日時	2016（平成28）年4月16日 午前1時25分 （前震 4月14日 午後9時26分）	
地震の規模	マグニチュード7.3	
最大震度	震度7	
人的被害	警察が検視により確認している死者数	50人
住宅被害	全壊	8,388棟
	半壊	32,689棟
	一部損壊	146,672棟

人的被害：消防庁第92報（2016（平成28）年12月28日現在）関連死などを含む死者数は178人

住宅被害：消防庁第92報（2016（平成28）年12月28日現在）

(4) 大阪府北部を震源とする地震の被害

大阪府北部を震源とする地震は直下型地震です。これを契機に法施行令が改正され、通行障害建築物に組積造の塀が追加されました。

また、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けられることとなりました。

表1.4 大阪府北部地震被害状況

発生日時	2018（平成30）年6月18日 午前7時58分	
地震の規模	マグニチュード6.1	
最大震度	震度6弱	
人的被害	警察が検視により確認している死者数	6人
住宅被害	全壊	21棟
	半壊	483棟
	一部損壊	61,266棟

人的被害：消防庁第32報（2019（令和元）年8月20日現在）

住宅被害：消防庁第32報（2019（令和元）年8月20日現在）

1-5 蒲郡市における地震被害想定

1 想定される地震・津波の規模及び被害予測

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は海溝型地震と直下型地震がありますが、広範囲に被害をもたらす地震として、東海地震や南海トラフで発生する海溝型地震が懸念されています。本計画では、地域防災計画において、南海トラフで発生するおそれのある地震の「過去地震最大モデル」について掲載します。この地震では東海地震よりもより被害が拡大すると想定されています。

この被害想定によると市内の最大震度は震度7であり、市内の広い範囲で震度6弱以上の揺れが想定されます。また、津波の被害も津波高が最大で5.0m、浸水域（浸水深1cm以上）約1.31K㎡（市域面積56.92K㎡）と想定されています。

表 1.5 被害量の想定結果（本市分） 南海トラフ地震 過去地震最大モデル

建物被害 (冬夕方 18 時発災)	揺れによる全壊	約 1,000 棟
	液状化による全壊	約 10 棟
	津波・浸水による全壊	約 10 棟
	急傾斜地崩壊等による全壊	約 30 棟
	地震火災による焼失	約 400 棟
	合計	約 1,500 棟
人的被害 (冬深夜 5 時発災)	建物倒壊等による死者	約 70 人
	浸水・津波による死者	約 20 人
	急傾斜地崩壊等による死者	わずか
	地震火災による死者	わずか
	死者数合計	約 90 人
ライフライン被害 (発災 1 日後 冬夕方 18 時発災)	上水道（断水人口）	約 59,000 人
	下水道（機能支障人口）	約 1,700 人
	電力（停電軒数）	約 38,000 軒
	固定電話（不通回線数）	約 13,000 回線
	携帯電話（停波基地局率）	約 81%
	都市ガス（復旧対象戸数）	わずか
	L P ガス（機能支障世帯）	約 5,100 世帯
避難者数 (冬夕方 18 時発災)	1 日目	約 6,400 人
	1 週間後	約 14,000 人
	1 ヶ月後	約 4,700 人
帰宅困難者数（昼 12 時発災）		約 6,700～約 7,000 人
災害廃棄物等（がれき・津波堆積物）（冬夕方 18 時発災）		約 178,000t

※ 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合があります。

図 1.3 南海トラフ地震 過去地震最大モデル震度分布図

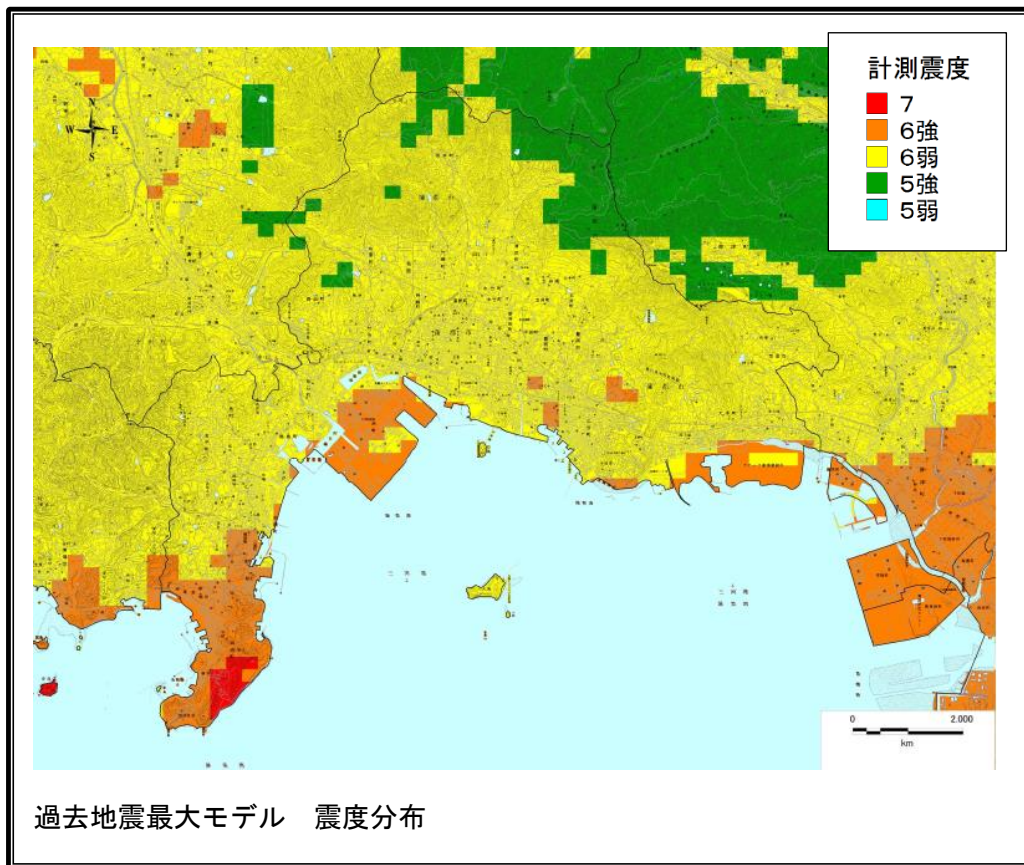
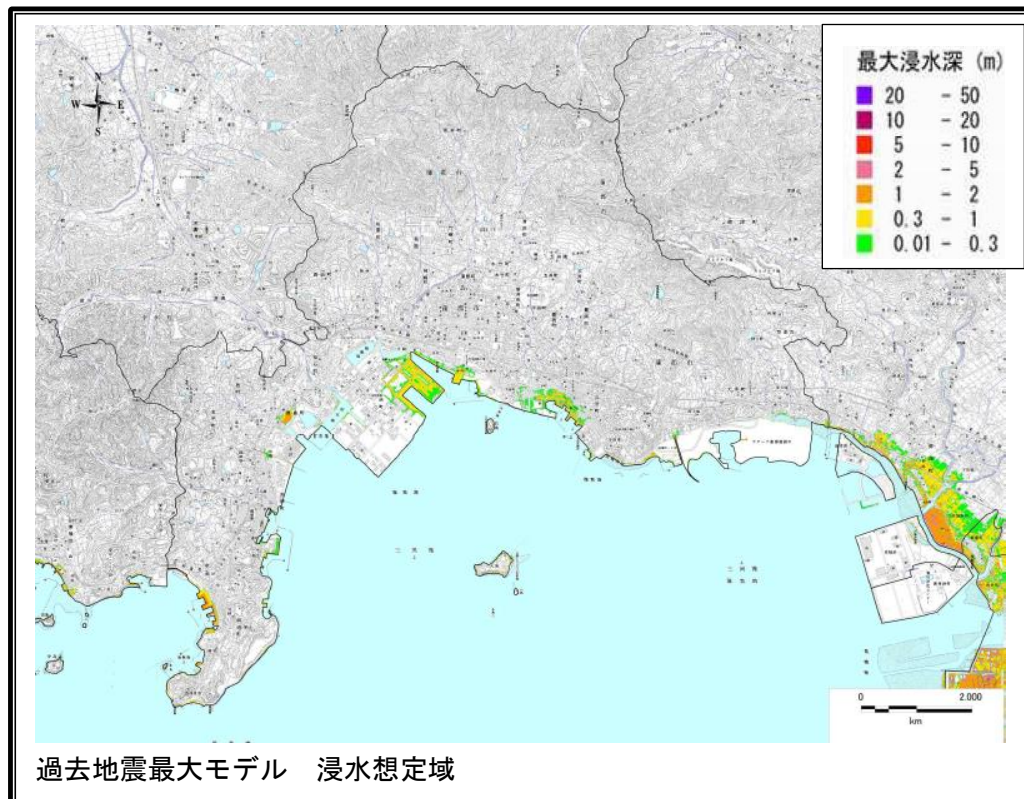


図 1.4 南海トラフ地震 過去地震最大モデル津波浸水想定図



第2章 計画の基本事項

本計画は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止することを目的とします。そのため本計画では住宅をはじめとした建築物の耐震化の状況を整理し、建築物の耐震化と減災化の目標を定めます。

2-1 対象区域、計画期間、対象建築物

1 対象区域

本計画の対象区域は、蒲郡市全域とします。

2 計画期間

計画期間は、2017(平成29)年度から2026(令和8)年度までの10年間とします。国の方針及び県計画に示された耐震化目標を踏まえ、本市の耐震化の進捗状況を確認し、計画の終了年度である2026(令和8)年度の目標に対する耐震化と減災化促進の取組施策について、計画期間の中間となる2021(令和3)年度に見直しをしました。

3 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、1981(昭和56)年5月31日以前に着工された建築物のうち、耐震性が不十分な住宅及び特定既存耐震不適格建築物、並びに耐震診断義務付け対象建築物の耐震化を促進していきます。また、耐震化することが困難な建築物に対しては減災化を促進していきます。

表2.1 住宅及び特定既存耐震不適格建築物の分類表

区分	内容
住宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅
特定既存耐震 不適格建築物	耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物
	(1) 多数の者が利用する建築物
	(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
	(3) 愛知県耐震改修促進計画又は本計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物

(1) 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、以下のとおり法で定められています。

表2.2 多数の者が利用する建築物

法	政令第6条第2項	用途		規模
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ床面積500㎡以上
	第2号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)
			老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上
	第3号	学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）		階数3以上かつ床面積1,000㎡以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅※（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
第4号	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数1以上かつ床面積1,000㎡以上	
	工場			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ床面積1,000㎡以上	

※ 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、以下のとおり法で定められています。

表2.3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

法	政令第7条第2項	危険物の種類		数量
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン以上
			爆薬	5トン以上
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個以上
			銃用雷管	500万個以上
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個以上
			導爆線又は導火線	500キロメートル以上
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン以上
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量以上
	第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量以上	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性个体類		30トン以上
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類		20立方メートル以上
	第5号	マッチ		300マッチトン ※ 以上
	第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く。)		2万立方メートル以上
第7号	圧縮ガス		20万立方メートル以上	
第8号	液化ガス		2,000トン以上	
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20トン以上	
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）		200トン以上	

※ マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で、7,200個、約120kg。

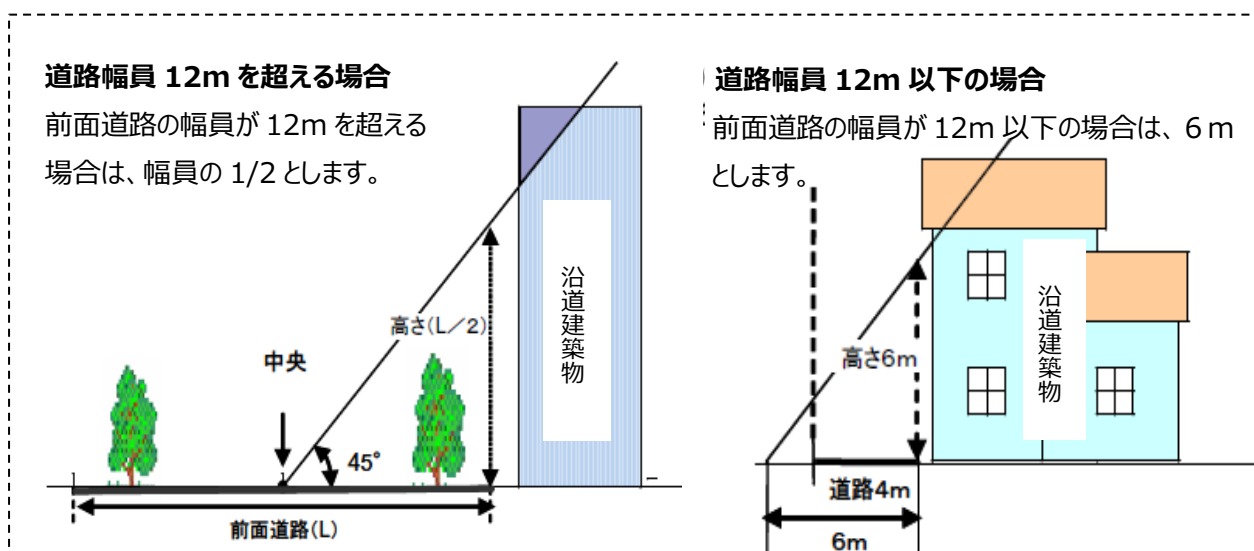
(3) 通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第3号）

通行障害既存耐震不適格建築物は、13ページ(図2.3)、14ページ(表2.4)に示す「地震発生時に通行を確保すべき道路(緊急輸送道路)」沿道で、以下ア、イ、ウに示す建築物とします。

ア 通行障害建築物の要件

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(法第5条第3項第2号)

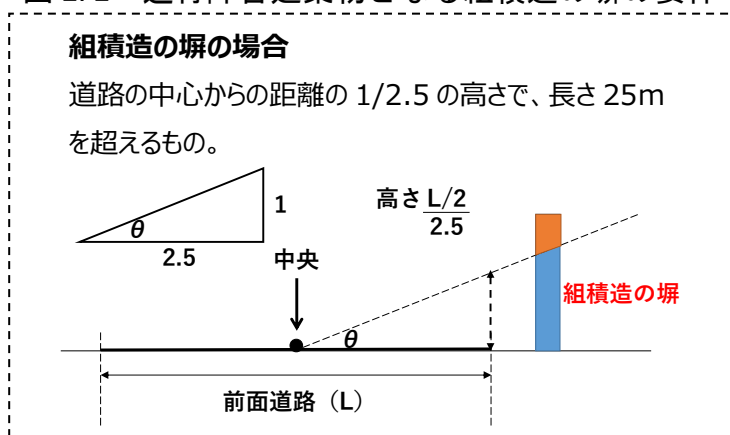
図 2.1 通行障害建築物の要件



イ 通行障害建築物となる組積造の塀の要件

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、通行障害建築物に「建物に付属する組積造の塀(補強コンクリートブロック造の塀を含む)」が追加されました。

図 2.2 通行障害建築物となる組積造の塀の要件



ウ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（法第5条第3項第2号）

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路

本計画では、地震発生時における多数の人の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、以下の路線を法第14条第3号の地震発生時に通行を確保すべき道路とします。

ア 法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路（県指定：耐震診断義務付け路線）

愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路（以下、「県指定緊急輸送道路」という。）のうち第1次緊急輸送道路を基本に沿道建築物に耐震診断を義務付ける。

イ 法第5条第3項第3号及び第6条第3項第2号の規定に基づき定める道路（県指定（第2次緊急輸送道路）・市指定（第3次緊急輸送道路））

県指定緊急輸送道路のうち「ア」で定める道路以外の緊急輸送道路及び蒲郡市地域防災計画で定める市指定の緊急輸送道路

図2.3 地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）図

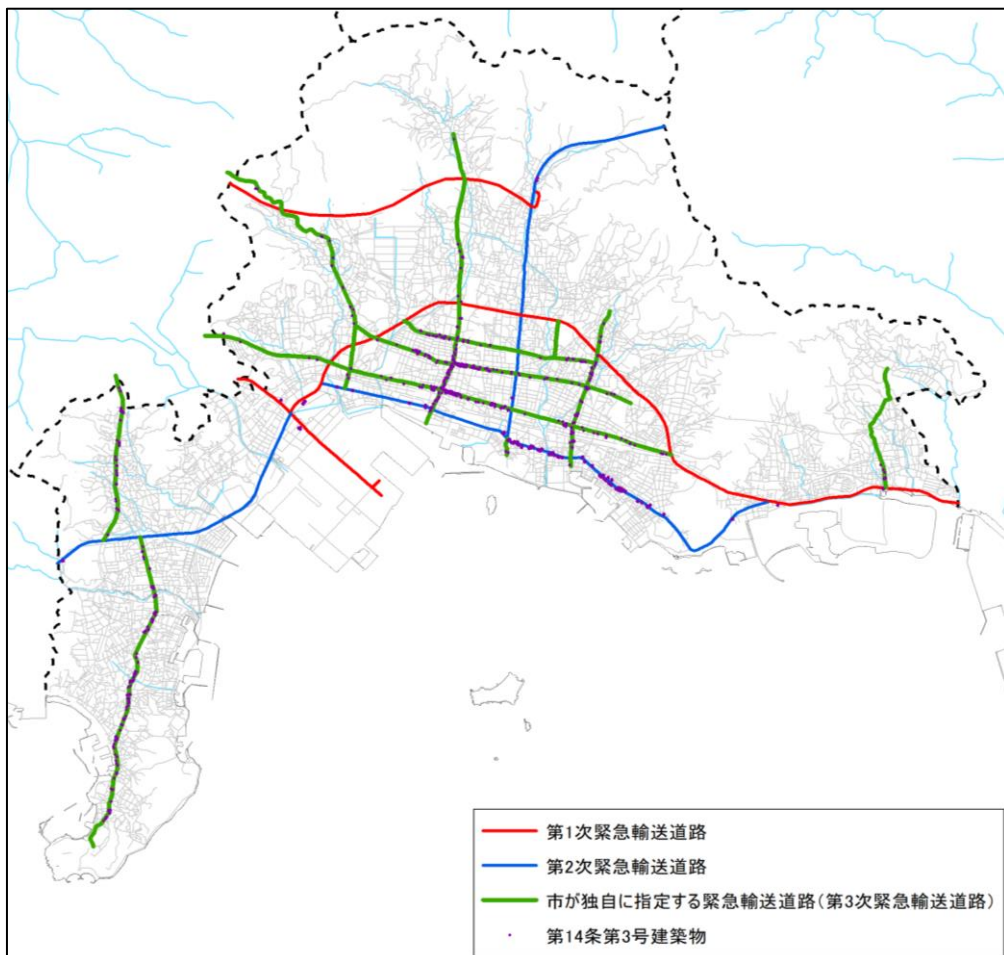


表 2.4 地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）一覧

	路線名	起 点	終 点	延長 (km)	次別	指定
1	国道 23 号（蒲郡バイパス）	蒲郡 IC（清田町）	幸田町境（柏原町）	4.6	第 1 次	県
2	国道 23 号	豊川市境（大塚町）	国道 247 号交点（大塚町）	2.6		
3	国道 23 号	幸田町境（竹谷町）	国道 247 号交点（拾石町）	0.6		
4	国道 247 号（中央バイパス含む）	国道 23 号交点（大塚町）	国道 23 号交点分岐点 （拾石町）	7.4		
5	県道蒲郡港拾石線	国道 23 号交点（拾石町）	蒲郡港（浜町）	1.1		
6	臨港道路 12 号線 （蒲郡ふ頭内道路）	県道蒲郡港拾石線交点 （浜町）	蒲郡ふ頭 9 号岸壁（浜町）	0.7		
7	臨港道路 19 号線 （蒲郡ふ頭内道路）	臨港道路 12 号線交点（浜町）	蒲郡ふ頭 8 号岸壁（浜町）	0.1		
8	国道 23 号 ※当初指定時から、指定路線 の次別が第 1 次から第 2 次に 変更されています。	国道 247 号交点（大塚町）	国道 247 号交点（竹谷町）	6.7	第 2 次	県
9	国道 247 号	西尾市境（形原町）	国道 23 号交点（拾石町）	3.5		
10	国道 473 号	国道 23 号交点（松原町）	蒲郡中学校北東（新井町）	1.2		
11	主要地方道長沢蒲郡線	豊川市境（清田町）	市道前道上下大内 1 号線交点 （水竹町）	2.0		
12	市道前道上下大内 1 号線	蒲郡中学校北東（新井町）	主要地方道長沢蒲郡線交点 （清田町）	2.2		
13	国道 247 号	国道 23 号交点（竹谷町）	県道蒲郡碧南線交点 （竹谷町）	0.2	第 3 次	市
14	県道深溝西浦線	幸田町境（一色町）	西浦温泉（西浦町）	6.3		
15	県道芦谷蒲郡線	幸田町境（柏原町）	竹谷柏原線交点（竹谷町）	3.0		
16	都計道竹谷柏原線	国道 23 号交点（竹谷町）	芦谷蒲郡線交点（竹谷町）	1.0		
17	都計道坂本線	都計道松原線交点（栄町）	坂本町	3.9		
18	都計道豊岡線	都計道海岸線交点（三谷町）	蒲郡環状線交点（豊岡町）	2.1		
19	市道鎌倉三月田 1 号線ほか	国道 23 号交点（大塚町）	相楽町	1.7		
20	都計道衣浦蒲郡線	国道 247 号交点（三谷町）	幸田町境（西迫町）	6.2		
21	都計道王子中村線	蒲郡環状線交点（豊岡町）	竹谷柏原線交点（竹谷町）	3.8		
22	都計道蒲中線	都計道豊岡線交点（豊岡町）	蒲郡環状線交点（緑町）	2.4		
23	都計道五井線	国道 247 号交点（五井町）	蒲郡中線交点（平田町）	0.5		
24	都計道本宿線	都計道海岸線交点（竹島町）	国道 23 号交点（松原町）	0.2		

耐震診断義務付け路線

4 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物は、以下のとおり分類します。

表2.5 耐震診断義務付け対象建築物の分類

区分	内容	備考
耐震診断義務付け対象建築物	(1) 要緊急安全確認大規模建築物	法附則第3条
	(2) 要安全確認計画記載建築物	法第7条
	ア 防災上重要な建築物 イ 通行障害既存耐震不適格建築物	

(1) 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、及び学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるため、法において、用途や規模が、下記の表のとおり規定されています。

表 2.6 要緊急安全確認大規模建築物

用途	対象建築物の規模	
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ5,000㎡以上	
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗		
ホテル、旅館		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

(2) 要安全確認計画記載建築物（法第7条）

大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な病院等の建築物や、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物で、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図る必要があるものとして、以下のように区分されています。

ア 防災上重要な建築物（法第7条第1号）

法第7条第1号の適用を受け、法第5条第3項第1号に基づき、県計画に記載される防災拠点として、下記の建築物が指定されています。

- (ア) 愛知県地域防災計画附属資料に記載された指定避難所（想定される災害に地震を含むものに限り、指定緊急避難場所と重複するものを除く。）で被災した住民が滞在することとなる建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物※に限る。）であるもの。
- (イ) 愛知県地域防災計画附属資料に記載された災害拠点病院及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている病院群輪番制参加病院で、診療機能を有する建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物※に限る。）であるもの。

なお、(ア)、(イ)のいずれも建築物の所有者に意見を聴いたものが対象となります。

イ 通行障害既存耐震不適格建築物（法第7条第2号）

法第7条第2号の適用を受け、同法第5条第3項第2号の規定に基づき、県計画に記載された道路（13ページ 図2.3、14ページ 表2.4参照）沿いの通行障害建築物（12ページ 図2.1、図2.2参照）であって、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物※に限る。）をいいます。

※ 耐震不明建築物とは、法施行令第3条に規定する1981(昭和56)年5月31日以前に着工した建築物をいいます。

2-2 住宅、建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、1981(昭和56)年6月に大きく改正され、新基準が施行されました。この新基準によって建築された建築物(以下「新耐震建築物」、特に住宅を指す場合は「新耐震住宅」という。)は、阪神・淡路大震災等、その後の大きな地震においても被害を受けたものは少なく、概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正の前に建築された建築物(以下、「旧耐震建築物」、特に住宅を指す場合は「旧耐震住宅」という。)は、大きな被害を受けたものが多くみられ、耐震性に疑問があるとされています。

本計画では、「新耐震建築物」、「旧耐震建築物で耐震診断の結果、耐震性ありと判定された建築物」、「耐震改修を行った建築物」を耐震性が確保されているとし、その他の建築物は耐震性が確保されていないとします。

1 住宅

(1) 蒲郡市内全域における住宅

2021(令和3)年度時点における住宅の耐震化の現状は、住宅総数 34,008 棟のうち、21,667 棟は耐震性があると推計され、耐震化率は 63.7%です。

しかし、耐震性が不十分と判断される住宅が12,341棟存在することから、これらの住宅の耐震化の促進に努めていきます。

図 2.4 住宅の耐震化

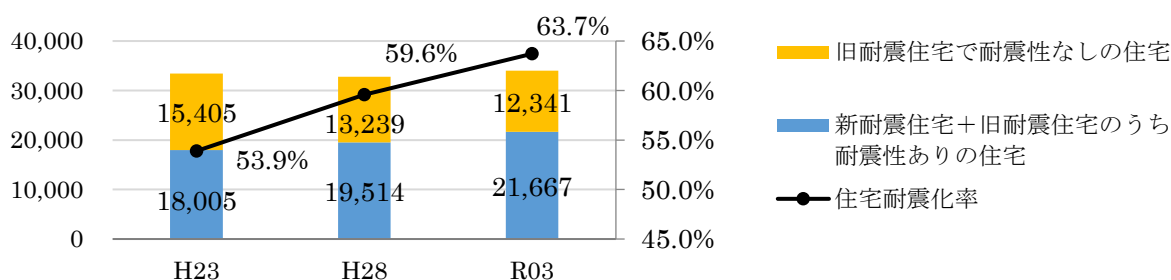


表 2.7 住宅の耐震化の状況表

単位:棟

区分	年	総数	新耐震住宅①	旧耐震住宅		耐震性のある住宅①+②	耐震化率
				耐震性あり②(※)	耐震性なし		
木造	H28	26,548	11,993	14,555	1,723	12,832	51.7%
	R03	27,254	13,613	13,641	1,820	11,821	56.6%
非木造	H28	6,205	4,268	1,937	1,530	407	93.4%
	R03	6,754	4,647	2,107	1,587	520	92.3%
合計	H28	32,753	16,261	16,492	3,253	13,239	59.6%
	R03	34,008	18,260	15,748	3,407	12,341	63.7%

課税台帳を基に推計 H28は2016(平成28)年1月、R03は2021(令和3)年1月現在

※ 木造棟数は、耐震診断実績により耐震性ありと診断された建物の割合(3.0%)及び2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年住宅・土地統計調査を基に耐震改修が行われた割合(10.34%)から算出。非木造棟数については、2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年住宅・土地統計調査を基に耐震性ありの割合(75.3%)から算出。

(2) 津波避難対象地域内における住宅

津波避難計画において、津波避難対象地域に指定されている区域内にある住宅は、2,347棟が耐震性なしと想定される建物であり、その割合は全体の35.1%(2,347棟/6,683棟)となります。

表 2.8 津波避難対象地域内における耐震性のある住宅の割合 単位：棟

	総数	新耐震住宅①	旧耐震住宅		耐震性のある住宅 ①+②	耐震化率
			耐震性あり②	耐震性なし		
木造	4,978	2,383	2,595	346	2,249	54.8%
非木造	1,705	1,308	397	299	98	94.3%
合計	6,683	3,691	2,992	645	2,347	64.9%

課税台帳を基に推計 2021(令和3)年1月現在

2 特定既存耐震不適格建築物

(1) 多数の者が利用する建築物

2021(令和3)年度時点において、多数の者が利用する建築物は公共建築物で3棟、民間建築物で88棟が耐震化されておらず(耐震化不明を含む)、その割合は全体の26.2%(91棟/347棟)となります。

多数の者が利用する建築物の公共建築物3棟は、「蒲郡市民会館ホール棟(要緊急安全確認大規模建築物)」、「蒲郡市民体育センター武道館(要安全確認計画記載建築物)」、「蒲郡市立図書館」であり、全て本市が保有する施設です。

図2.5 多数の者が利用する建築物の耐震化

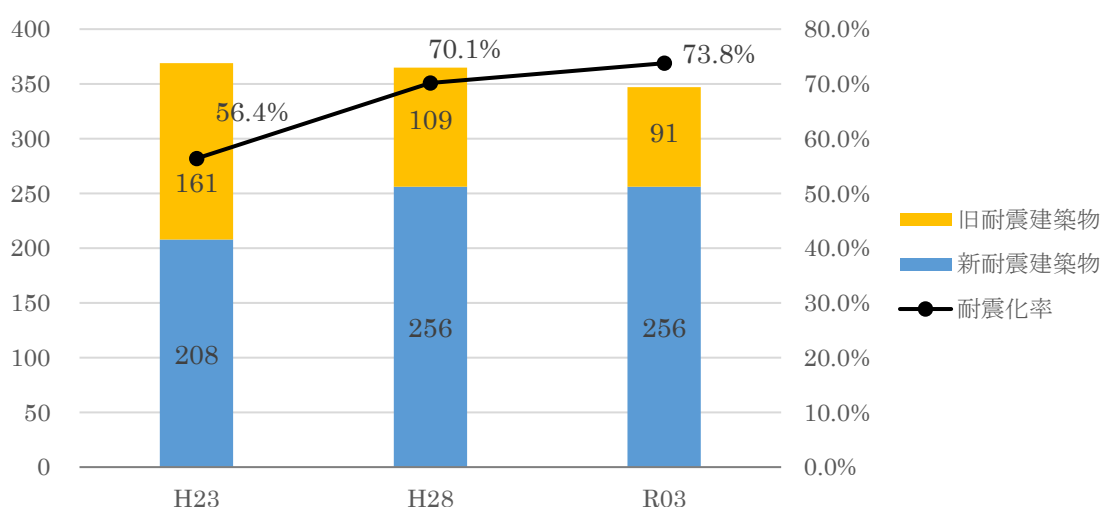


表 2.9 多数の者が利用する建築物の状況表

単位：棟

	年	総数	新耐震建築物①	旧耐震建築物	耐震性		耐震性あり ①+②	耐震化率	
					あり②	なし			
公共建築物	H28	103	31	72	66	6	97	95.1%	
	R03	104	28	76	73	3	101	97.1%	
	国・県	H28	21	8	13	13	0	21	100%
		R03	22	7	15	15	0	22	100%
	市	H28	82	23	59	53	6	76	92.7%
		R03	82	21	61	58	3	79	96.3%
民間	H28	262	154	108	5	103	159	60.7%	
	R03	243	150	93	5	88	155	63.8%	
合計	H28	365	185	180	71	109	256	70.1%	
	R03	347	178	169	78	91	256	73.8%	

H28は2016(平成28)年12月現在、R03は2021(令和3)年1月現在

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

2021(令和3)年度時点において、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、32棟が耐震化されておらず、その割合は全体の36.8%(32棟/87棟)となります。

図 2.6 危険物の貯蔵所等に用途に供する建築物の耐震化

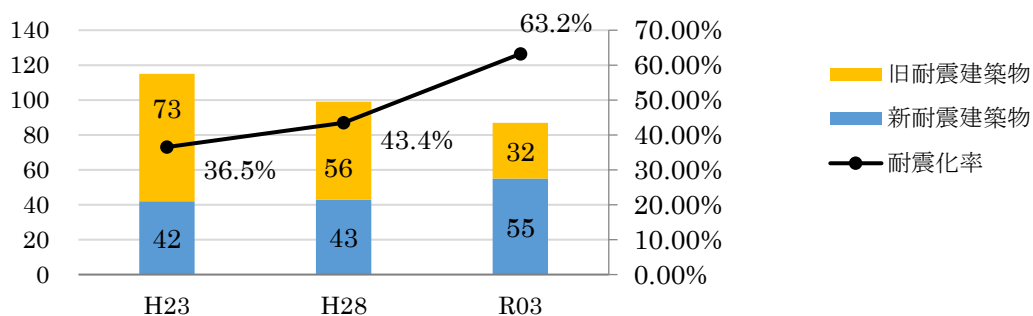


表 2.10 危険物の貯蔵所等の用途に供する建築物の状況表

単位：棟

	年	新耐震建築物	旧耐震建築物	合計	耐震率
製造所	H28	1	0	1	100%
	R03	1	0	1	100%
貯蔵所	H28	30	46	76	39.5%
	R03	39	22	61	63.9%
取扱所	H28	12	10	22	54.5%
	R03	15	10	25	60.0%
合計	H28	43	56	99	43.4%
	R03	55	32	87	63.2%

消防法及び危険物の規制に関する政令に規定する指定数量以上の施設を集計
H28は2016(平成28)年4月現在、R03は2021(令和3)年8月現在

(3) 通行障害既存耐震不適格建築物

2021(令和3)年度時点において、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、253棟が旧耐震基準の建物であり(耐震化不明を含む)、その割合は全体の57.0%(253棟/444棟)となります。

表2.11 通行障害既存耐震不適格建築物の状況

単位：棟

		新耐震建築物 ()内は、旧耐震建築物のうち、耐震性のある棟数	旧耐震建築物 ※2	合計	耐震率
通行障害既存耐震不適格建築物	第1次緊急輸送道路	2	1	3	66.7%
	第2次緊急輸送道路 ※1	34 (4)	33	71	53.5%
	市が独自に指定する緊急輸送道路(第3次緊急輸送道路)	151	219	370	40.8%
	合計	191	253	444	43.0%

※1 当初指定された路線の次別が、第1次から第2次に変更となった建築物を含んだ棟数となっています。

※2 旧耐震建築物の第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路の建築物の数は、愛知県が2021(令和3)年3月に公表した耐震診断結果の建築物名称の数で表しています。

2021(令和3)年9月現在

3 耐震診断義務付け対象建築物

2013(平成25)年11月の法改正により、一定の要件に該当する既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁(愛知県)に報告することが義務付けられました。耐震診断が義務付けられている建築物は次のとおりです。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物は、県が2017(平成29)年3月に耐震診断結果を公表しています。本市には、「蒲郡市民体育センター体育館」、「蒲郡市民会館ホール棟」の2棟があり、「蒲郡市民体育センター体育館」については、2021(令和3)年8月に耐震改修が完了しているため、耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物は、「蒲郡市民会館ホール棟」の1棟です。

表2.12 要緊急安全確認大規模建築物の状況(耐震性が不十分な建築物)

分類	公共建築物数	民間建築物数	合計
劇場、観覧場、映画館、演芸場	1	0	1

(2) 要安全確認計画記載建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁（愛知県）に報告することを義務付けられており、その結果を公表することになっています。

本市の耐震性が不十分な要安全確認計画記載建築物は、以下のとおりです。

ア 防災上重要な建築物（法第7条第1号）

本市の耐震性が不十分な防災上重要な建築物は、県が2021（令和3）年3月に追加指定した「蒲郡市民体育センター武道館」の1棟です。

表 2.13 防災上重要な建築物の状況（耐震性が不十分な建築物）

	公共建築物数	民間建築物数	合計
指定避難所	1	0	1

イ 通行障害既存耐震不適格建築物（法第7条第2号）

本市の耐震性が不十分な通行障害既存耐震不適格建築物は、県が2014（平成26）年3月に指定したものについては、2021（令和3）年3月末に耐震診断結果を公表しており、2021（令和3）年時点で34棟です。

表2.14 通行障害既存耐震不適格建築物の状況（耐震性が不十分な建築物）

	公共建築物数	民間建築物数	合計
緊急輸送道路 沿道建築物	0	34	34

2-3 施策の実施状況と課題

耐震化・減災化により地震に強いまちづくりを推進するため、これまでの施策及び取組の整理を行ったうえで耐震化促進の目標と施策を検討します。

1 施策評価

(1) 耐震診断・耐震改修補助

旧耐震住宅の耐震化を促進するための各種補助制度は、1981(昭和56)年5月31日以前に着工された住宅を対象に、無料耐震診断の開始(2002(平成14)年度)以降、木造住宅耐震改修、非木造耐震診断、耐震シェルター設置、除却費補助の制度を導入し実施しています。無料耐震診断については、実施数が500件に達する年度もありましたが、近年では、減少傾向で推移しています。

耐震改修費補助については、制度導入当時や東日本大震災、熊本地震の直後は応募件数が増加しましたが、近年では実施数が少ない状況です。非木造住宅の耐震診断費補助や耐震シェルターの補助についても実施数が伸びていません。除却費補助については、制度導入以降、徐々に認知され実施数は増えており、除却や建替えによる耐震化が進んでいます。

表 2.15 助成事業実施状況

単位 件

年度	木造住宅 無料耐震診断 H14～	木造住宅 耐震改修 H15～	木造住宅 段階的耐震 改修 H27～	非木造住宅 耐震診断 H20～	木造住宅 耐震シェルター H22～	木造住宅 除却 H29～
H14	100					
H15	500	9				
H16	200	12				
H17	140	11				
H18	106	21				
H19	235	5				
H20	145	7		0		
H21	165	4		0		
H22	153	4		1	0	
H23	109	11		0	2	
H24	187	13		0	3	
H25	173	16		0	1	
H26	43	4		0	0	
H27	34	1	1	0	0	
H28	99	1	0	0	1	
H29	116	0	1	0	1	2
H30	166	6	2	0	1	12
R1	132	3	1	0	0	15
R2	26	1	1	0	0	17
合計	2,829	129	6	1	9	46

参考：新潟県中越地震2004(平成16)年10月23日、東日本大震災2011(平成23)年3月11日
熊本地震2016(平成28)年4月16日

(2) 耐震診断ローラー作戦

耐震診断ローラー作戦では、1981（昭和56）年5月31日以前に建てられた木造住宅に対して公益社団法人愛知建築士会蒲郡支部の協力を得ながら、建築士会の会員及び市職員が直接住宅を訪問します。市民の皆様には住宅の耐震化の重要性をお伝えし、木造住宅無料耐震診断の申込みを呼びかけています。

これまで、南海トラフ地震の大地震が発生した場合に、特に大きな揺れが予想され、津波などの影響を受けやすい海岸に近い西浦、形原、三谷地区等を中心にローラー作戦を行ってきました。これまで約6,588戸の住宅を訪問し、耐震診断に申込みいただいた方は、後日郵送で申込まれた方を含めて910件（13.8%）です。

(3) 普及・啓発事業

耐震出前講座や防災訓練、蒲郡まつり等を通じた啓発活動や耐震診断申込用紙の全戸配布、耐震に関するパンフレットの配布、広報やホームページを通じた耐震診断、耐震改修の助成制度の案内など耐震化の普及活動を行ってきました。

(4) 現状分析と課題

これまで施策を行ってきて、以下のような課題が明確になっています。

課題及びローラー作戦で寄せられた意見

【課題】

- ・耐震化が進まない要因の一つとして、旧耐震住宅は、築40年以上が経過し、住宅の老朽化が進んでいることに加え、高齢者世帯が多い傾向にあるため、耐震改修に要する費用の負担が大きいがあげられます。
- ・耐震診断件数に対して耐震改修件数が少ないため、安価な工法（低コスト工法）等の情報提供や、事業者の技術向上に向けた講習を行うなど、耐震診断から耐震改修に繋がる取組が必要です。
- ・耐震改修費補助件数は伸び悩んでいますが、除却費補助件数は増加傾向にあり、除却や建替えによる耐震化に繋がっているため、引き続き、普及啓発を行う必要があります。
- ・非木造住宅の耐震診断の実施件数が少ない状況です。木造は無料ですが、非木造は自己負担があることが理由だと想定されます。
- ・ローラー作戦による各戸訪問において、耐震診断を申し込んでいただける方は、1割超程度です。一方、除却補助件数は増えているため、旧耐震住宅は築40年以上経つので改修よりも除却を考えている所有者が多いことが考えられます。

【ローラー作戦で寄せられた意見】

- ・耐震改修をする予定が無いのに、耐震診断の結果を知らされると、かえって不安になる。
- ・耐震改修の費用が高額となるため、補助制度を利用したとしても、自己負担が必要になるため、改修に踏み出せない。
- ・高齢者の場合は、一人暮らしで、将来空家となる可能性があるため、耐震改修を行う必要がないと感じている。

第3章 計画の方針

3-1 計画の方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。本市は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、制度の構築など必要な施策を講じていきます。

住宅の耐震化については、木造住宅の耐震化を最優先に進めます。耐震化の第一歩として耐震診断を受けてもらい、耐震性を知ることにより、耐震改修や除却及び建替えの普及に努めていきます。また、耐震化を促進するために、耐震診断及び耐震改修、除却に係る助成制度や安価な耐震化工法の普及、代理受領制度の活用、耐震改修促進税制の普及に努めていきます。さらに、地域に根ざした専門家との協力により、出前講座などによる自治会や関連団体などへの啓発やイベントを通じての周知活動に努めていきます。

減災化については、「住宅倒壊から人命を守る!」という観点から、様々な要因により耐震化が困難な所有者に対して、段階的な耐震改修や耐震シェルターなどの制度の充実に努めていきます。

建築物の耐震化については、耐震診断義務付け対象建築物である耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物と要安全確認計画記載建築物の耐震化を優先的に進めていきます。また、特定既存耐震不適格建築物の耐震化についても耐震診断を足がかりに耐震化を実施していただくよう施策を検討していきます。

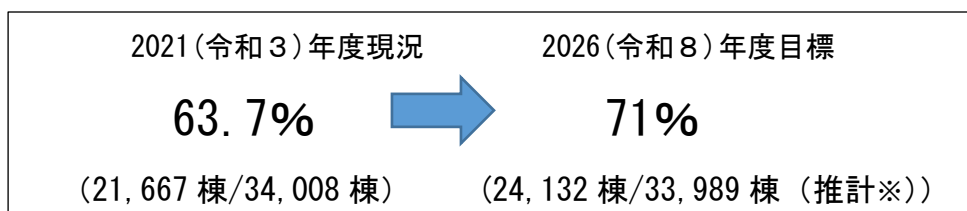
3-2 計画の目標

1 住宅の耐震化

県計画では、住宅について2025（令和7）年度までに耐震化率95%、2030（令和12）年度には耐震性が不十分なものについて概ね解消を目標としています。

一方、2021（令和3）年度における本市の住宅耐震化率は63.7%であり、県計画で示されている目標値とは大きな開きがあります。この差は耐震化率を算出する根拠の違いです。県計画と同様の方法で住宅・土地統計調査の数値を用いた場合、本市でも24%以上高い結果が出ますが、本計画では、課税台帳を基に、より精度の高い数値を用いているため、低い耐震化率に留まっています。

このことから、本計画では現実に近い目標値として、2026（令和8）年度までの耐震化率71%を設定し、より一層の耐震化施策に取り組んでいきます。



※ 過去10年間の住宅総数から、2026（令和8）年度を推計した。

2 住宅の減災化

東日本大震災の経験により、津波から逃げるためには、住宅が倒壊せず住宅の外に出られること、怪我せずに動けることが重要であることがわかりました。そこで、住宅の施策として、耐震化施策に加え、減災化施策※を位置づけて取り組んでいきます。

住宅の減災化では、容易で効果的な方法により「住宅倒壊から人命を守る!」を目標として施策に取り組めます。

住宅倒壊から人命を守る！

※ 減災化施策の定義：「住宅が損傷したとしても、人命は守る取組」

3 特定既存耐震不適格建築物の耐震化

特定既存耐震不適格建築物に関しては、2026（令和8）年度までに耐震性がない対象建築物数を削減させ耐震化率71%を目標とした施策を実施します。このため、まずは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して耐震診断の必要性を説明し、指導助言を実施して、耐震改修の促進を図ります。



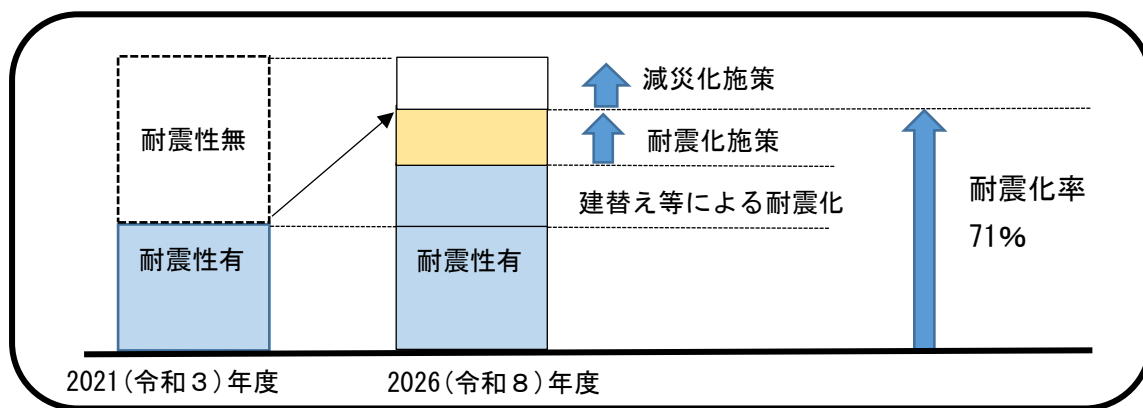
第4章 住宅の耐震化及び減災化促進

4-1 取組の方針

2026(令和8)年度に耐震化率71%を達成するために、住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する助成制度、税の優遇措置など支援施策の利用を進め、耐震化の促進を図っていきます。また、耐震化されない住宅に対しても「住宅倒壊から人命を守る!」という目標に向けて、減災化の促進を図っていきます。

この目標をより早期かつ計画的に達成するため、「蒲郡市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定します。

図4.1 耐震化対策と減災化施策の関係(イメージ)



2026(令和8)年度の住宅棟数(推計)	➔	2026(令和8)年度の住宅棟数(推計)	
		耐震性を有する棟数の目標	耐震性がない棟数
33,989棟	耐震化目標 71%	24,132棟	9,857棟

2021(令和3)年度	2022(令和4)年度～2026(令和8)年度	
令和3年度時点で耐震性を有する棟数	傾向から建替え等により耐震化される棟数	令和8年度までの耐震化施策必要棟数
21,667棟	1,723棟	742棟

耐震改修促進計画 2011(平成23)年、2016(平成28)年、2021(令和3)年からの推計

4-2 優先的に耐震化すべき建築物

これまで本市では、老朽化が進んでいると考えられる木造住宅・非木造住宅について、耐震診断、耐震改修補助及び除却に対する補助等の事業を中心に耐震化施策を実施してきました。これらの施策については今後も引き続き実施していきます。また、「地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）」については、当該道路沿道の建築物の更なる耐震化に努めます。

今後は愛知県防災会議地震部会による被害予測（2014（平成26）年5月）や本市で作成するハザードマップにおいて大きな被害が見込まれる地区等について、自主防災会等と連携した相談会の開催やローラー作戦による戸別訪問を継続して実施します。危険ブロック塀や危険空家等の危険箇所や敷地の安全性についても、地区が把握できるような施策を検討します。

4-3 耐震化率目標達成のための取組課題

本市では、耐震化率71%（2026（令和8）年度）の目標に対して、2021（令和3）年度の耐震化率は63.7%であり、目標値に対して乖離があります。目標達成のための取組課題として、旧耐震基準の木造住宅の所有者の多くは高齢者であり、費用の負担等の理由により耐震改修をしない（できない）状況であることがあげられます。これらを踏まえ、設計者や施工者に対して安価な耐震化工法の理解・技術の向上に向けた取り組みを進め、地域との更なる連携により積極的に情報提供を行い、耐震化の推進を図っていくこととします。

4-4 耐震化の促進

1 耐震診断

旧耐震住宅の耐震化を図るためには、まず自らの住宅の耐震性の有無を知る必要があります。そのために、本市では住宅の耐震診断が受けられる制度を引き続き実施し、より一層の診断実施を呼びかけていきます。非木造住宅については、補助制度のお知らせや補助制度の活用を促進する施策を検討していきます。

表 4.1 民間住宅耐震診断費補助事業

名称	概要	補助金額
木造住宅 無料耐震診断	1981(昭和56)年5月31日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行う。 対象：在来軸組工法、伝統工法 戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅	—
非木造住宅耐震 診断費補助金	1981(昭和56)年5月31日以前に着工された非木造住宅に対して耐震診断の費用の一部を補助する。 対象：戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅	2021(令和3)年度時点耐震診断に要する経費（戸建て、戸建て以外ともに上限額あり）の2/3

2 耐震改修

(1) 耐震改修費補助

当初、木造住宅の耐震改修補助事業に対して、補助事業額60万円を上限に支援を行ってきましたが、2011(平成23)年度からは上限90万円に、2017(平成29)年度からは上限120万円に拡充して耐震化を図っています。耐震改修の費用負担が大きいため、今後、制度をより一層充実させる検討をしていきます。

さらに、非木造住宅についても、要望を把握しながら補助制度を検討していきます。

表 4.2 民間住宅耐震改修費補助事業

名称	概要	補助金額
木造住宅耐震改修 費補助金	市が実施した木造住宅耐震診断の判定値が1.0未満と判定された木造住宅の判定値を1.0以上とする耐震改修工事費に対して補助する。 対象：戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅	2021(令和3)年度時点補助対象 一件当たり 上限 120万円

(2) 住宅に係る耐震改修促進税制

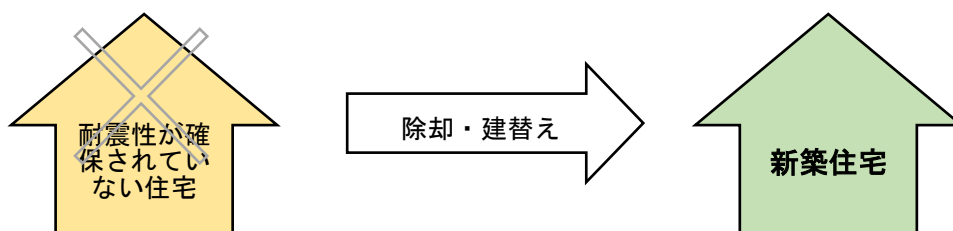
耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として講じられています。

本市ではこれらの税制の特例措置を広く周知するように努め、耐震化の促進を図ります。

(3) 建替えの促進

耐震化された住宅の多くを占めるのは新築によるものです。旧耐震住宅は築40年以上が経過しているため、建替えを検討する人も多いと考えられます。

図 4.2 除却・建替え（イメージ）



住宅の除却は、建替えの促進や将来の危険な空家の発生防止にも高い効果が期待できます。そこで、耐震診断の結果、倒壊する可能性があるると判定された木造住宅に対して、住宅を取り壊す費用の一部を補助する制度を促進していきます。

表 4.3 耐震不適格木造住宅除却費補助事業

名称	概要	補助金額
耐震不適格木造住宅除却費補助金	市が実施した木造住宅無料耐震診断の判定値が0.7未満と判定された木造住宅の除却費に対して補助を実施する。	2021(令和3)年度時点事業に要する経費の2/3 上限 20万円

(4) 耐震リフォーム融資

住宅の耐震改修を行う場合、住宅金融支援機構において、法に基づく計画の認定を受けた改修計画や、機構の定める耐震性に関する基準等に適合させるための工事について融資制度があります。また、満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例※」を利用することができます。本市ではこれらの融資制度を広く周知するように努めていきます。

住宅金融支援機構 リフォーム融資（耐震改修工事）

※ 「高齢者向け返済特例」とは、満60歳以上の方がバリアフリー工事又は耐震改修工事を
含むリフォームを行う場合に、返済期間を申込人（連帯債務者を含みます。）全員の死亡
時までとし、毎月の返済は利息のみとするもので、借入金の元金は、申込人（連帯債務者
を含みます。）全員が亡くなられた時に、相続人の方から、融資住宅及び土地の売却、機構か
らの借換融資、自己資金等により、一括してご返済いただく制度です。

(2021(令和3)年現在)

3 人材育成

耐震技術の研究は日々進んでおり、適正な耐震診断や耐震改修を実施するには技術者の技術向上が重要です。本市は愛知県建築物地震対策推進協議会に属し、協議会と協力して技術者の技術向上を図っていきます。

(1) 愛知県建築物地震対策推進協議会

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、県及び県内全市町村及び(公社)愛知建築士会をはじめ11の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」(以下、「推進協議会」という。)が設置されています。今後も推進協議会と連携し、建築物の所有者等に対する啓発・普及活動や専門家の育成を一層推進していきます。



出典:愛知県建築物地震対策推進協議会ホームページ

その他、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会で開発された安価な耐震化工法は、耐震化の促進に有効な工法ですが、活用できる事業者が少ないことや、市民の認知度が低く、活用されていない状況にあります。そのため、市民への情報提供を強化するとともに、推進協議会と連携して、事業者の技術や意識を向上する専門家向けの勉強会を実施します。学識者や技術者を講師とし、スキルアップを支援します。

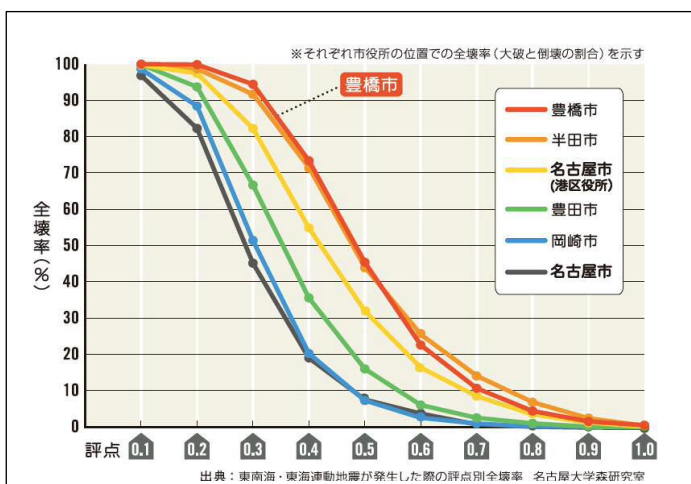
4-5 減災化の促進

1 段階的耐震改修の促進

(1) 段階的耐震改修について

耐震改修が進まない原因の一つとして、工期や工事費の面で一度に耐震診断の判定値を 1.0 以上にする耐震改修が困難なことが挙げられます。既往の研究から、判定値 0.7 以上に耐震改修することで、住宅の全壊率が大きく低減され、高い減災効果が得られることがわかってきました。そこで、これまでのような判定値 1.0 以上にする耐震改修だけでなく、耐震改修工事を一段階目に判定値 0.7 以上、二段階目に判定値 1.0 以上にするような段階的耐震改修を促進することで判定値の低い住宅の全壊を防ぎます。

図4.3 東南海・東海連動地震が発生した際の判定値別全壊率



※ 東海地震と東南海地震が同時に発生したときの木造住宅の全壊率と評点(判定値)の関係から評点(判定値)0.7 以上で全壊率が下がることがわかります。

出典:木造住宅の耐震リフォーム
監修・制作:名古屋工業大学 井戸田研究室・寺田研究室/名古屋大学 森研究室/株式会社えびす建築研究所

(2) 段階的耐震改修費補助

震度6弱でも倒壊する可能性の高い判定値 0.7 未満の住宅を判定値 0.7 以上に改修する費用について補助を行い、当面は減災化を図りつつ最終的には耐震化を促進します。

表 4.4 段階的耐震改修費補助事業

名称	概要	補助金額
木造住宅段階的耐震改修費補助金	市が実施した無料耐震診断の判定値が 0.7 未満と判定された木造住宅を二段階に分けて行う耐震改修工事費に対して補助をする。 対象：耐震診断結果が判定値 0.7 未満の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅	2021(令和3)年度時点 一段階目:上限 60 万円 二段階目:上限 30 万円

2 耐震シェルター等設置の促進

諸事情により耐震改修が難しい高齢者など災害時の要配慮者の身体や生命を守るため、安価で安全な空間を確保できる耐震シェルターの整備が促進されています。また、耐震シェルターよりも設置が簡単で安価な防災ベッドについても設置の補助を検討していきます。

本市では、高齢者や障害者が居住する木造住宅を対象に、耐震診断の結果、倒壊する可能性があるると判定された木造住宅に対して、耐震シェルターを整備する費用の一部を補助しており、今後もより効果的で利用しやすい制度となるよう検討していきます。

表 4.5 木造住宅耐震シェルター設置補助事業

名 称	概 要	補助金額
木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金	市が実施した木造住宅無料耐震診断の判定値が 1.0 未満と判定され、かつ満 65 歳以上の高齢者又は障害者が居住する木造住宅の耐震シェルター整備費に対して補助を実施する。	2021(令和 3)年度時点 上限 25 万円

3 家具の転倒防止の促進

家具等の転倒防止対策が行われていない場合、地震時の死傷の原因となったり、倒れた家具が出入口をふさぎ、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。家具等の転倒防止対策は、家庭や職場でできる効果の高い地震対策です。

高齢者や障害者世帯が住む住宅で地震時に転倒の恐れのある家具等を固定する事業を通じて、家具等転倒による人的被害の軽減を促進します。

また、地域の皆さんと協力して災害に強い地域づくりを目指すために 2007(平成 19)年度に設立した「あいち防災協働社会推進協議会」では、推進テーマに「家具や書庫等の転倒防止」を掲げ、地域主体による家具等の転倒防止の取組を推進していきます。

表 4.6 家具等転倒防止事業

名 称	概 要	対象家具
家具等転倒防止事業	自ら家具等を固定することの困難な方を対象に、市が家具等の固定を行います。 対象：満 70 歳以上の方、身体障害者手帳の交付を受けている方、要介護者・要支援者の認定を受けている方で構成される世帯	2021(令和 3)年度時点 対象者が起居する部屋に置かれ、転倒する恐れのある家具等、4 点まで

4-6 防災まちづくりと普及・啓発

住宅の耐震化を促進するためにはまず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。このため、本市では木造住宅の無料耐震診断事業をはじめた2002(平成14)年度から「市広報でのPR」、「啓発資料の全戸配布」、「訪問PR」、「ポスティングPR」、「防災訓練・防災展等イベントでのPR」、「出前講座での説明」など啓発活動を推進してきました。しかしながら耐震診断や耐震改修の実施件数は低調であり減少傾向です。これは、制度創設から一定の期間が経過し関心の高い方の対応が済んだことや、高齢であることや経済的に困難など、耐震化への動機づけが難しいなどの理由によるものと思われます。それらを踏まえて、住宅の耐震化を促進するために、今後は啓発の方法を工夫していきます。また、集合住宅などの非木造住宅についても啓発活動を推進していきます。

1 防災まちづくりの推進と普及・啓発

(1) 耐震診断ローラー作戦

木造住宅の耐震化は建築物の耐震化の中でも最も重要であることから、木造の旧耐震住宅でまだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象に、さらに啓発・普及に努めます。戸別訪問は、耐震診断の申込みのみならず、直接耐震化の重要性をお伝えすることができます。また、住宅の状況や住んでいる方の意見を聞くことができることから、情報の発信及び収集について重要な取組です。今後も地域や建築士等と連携し、また、戸別訪問の実施方法についても検討しながら耐震診断ローラー作戦を継続していきます。

耐震診断ローラー作戦の実施にあたっては、大きな揺れが予想される地域や旧耐震住宅が密集している地区などを勘案して実施地区を選定していきます。

また、非木造の住宅や集合住宅についても、戸別訪問の実施を検討します。

(2) 地域ぐるみ耐震化支援

住宅などの耐震化は所有者個人による取組が必要ですが、建物の倒壊や出火などによる二次災害を防止するためには、地域が連携して地震対策に取り組むことも大切となります。そのため、地域や自主防災会などの活動が重要となることから自主防災会などが主体となり、住宅耐震化を含めた地域の防災性の向上に取り組む活動を支援していきます。

(3) 耐震出前講座

耐震出前講座は市民と直接対面することから耐震対策の重要性を直接届けることができます。今後も地域の自主防災会を始めPTAや地域の活動組織などを対象に、地震の危険性や耐震対策の重要性、市の耐震化状況などをお伝えしながら、耐震診断、耐震改修の助成制度をお知らせし、耐震化対策の実施をお願いしていきます。

(4) インターネットによる情報発信

本市では県と協力して、耐震化に関する情報提供の一環として、インターネットにより「建築物の防災と地震対策」についての情報を提供しています。

今後も、耐震診断・耐震改修の助成制度の内容や、耐震改修に係る優遇税制を掲載していきます。一方、耐震改修を検討する場合に改修方法や改修事業者の情報がなく不安で決められないといった声もあります。そのため、耐震改修事業者の情報や改修費用など、耐震化に関する情報発信の拡充を図っていきます。

(5) 住宅のリフォーム工事にあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせて耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。このことから、福祉部局で実施している住宅のバリアフリー化などの住宅改修費支援や防災部局で実施している家具転倒防止事業など支援制度と連携して、住宅リフォームなどの改修にあわせた耐震改修や耐震シェルターなど耐震制度の情報提供を行います。

(6) パンフレット等の作成

木造住宅所有者向け地震対策パンフレット「地震に強く快適な住まいにしましょう」や、愛知県建築物地震対策推進協議会作成の木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助制度を周知するパンフレットを窓口や防災訓練、イベント等で配布しています。

今後も、耐震化の必要性や効果について情報提供や支援事業のPRを積極的に展開をしていくとともに、推進協議会と協力して、より普及啓発効果の高いパンフレットの作成を検討していきます。

(7) 相談窓口の充実

耐震診断の申込みや各種補助事業の紹介等のほか、住民からの相談に応じています。今後も、継続して相談窓口において、耐震診断・耐震改修・減災化対策の様々な相談に応じるとともに、住宅のみでなく、建築物についての相談体制についても整備を図っていきます。

(8) ハザードマップの作成・配布

本市では、建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、地震による揺れや危険性を示す地図としてハザードマップを作成し、配布及びインターネットにて情報提供を行っています。

(9) 安価な耐震化工法（低コスト耐震化工法）の普及・啓発

住宅や建築物の耐震改修を促進するためには、少ない費用負担で実施できるように改修コストを下げる必要があります。安価な耐震化工法の開発・普及が強く望まれます。

「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」では、安価な耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取組み、木造住宅や共同住宅等に活用できるように研究・開発し、またこれらの技術を広く普及することを目指しています。

本市では、県と連携し補助対象工法として普及を図ります。また、建築関係団体と連携して、安価な耐震改修技術の向上のための講習会を行うなど、住宅の所有者がより容易に耐震化に取り組めるように努めます。

(10) ダイレクトメール

木造住宅の耐震診断の結果、耐震対策の必要がある方を対象に助成制度のお知らせのハガキ送付やアンケート調査を行い、耐震化促進の課題の把握に努めていきます。

(11) 建設関係団体との連携

地域に根ざした地元の建築士や建設企業のネットワークを活用させていただけるよう地元企業との連携の強化に努めていきます。

(12) 耐震改修相談会の実施

建物所有者等が耐震診断・耐震改修等についてよく分からない、どのように取組めばよいか分からない、わが家の住宅は耐震化が必要なのか等の相談に応じられるよう、建築関係団体と連携・協力し、耐震改修相談会を開催します。

4-7 その他の施策

1 関連する安全対策

(1) ブロック塀の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を塞ぐことにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。

このため、ブロック塀の危険性について、パンフレットやホームページ等により広く周知を行っていきます。また、本市では、「ブロック塀等撤去事業費補助金」により、避難路沿道に面したブロック塀などを撤去する工事費に対して支援を行っています。今後もこの制度のより一層の活用を図っていきます。

なお、対象となる「避難路沿道等」は、住宅や事業所から蒲郡市地域防災計画に定める指定緊急避難所・指定避難所等に至る経路とします。

表 4.7 ブロック塀等撤去補助事業

名称	概要	補助金額
ブロック塀等撤去事業費補助金	道路又は公共施設に面し、基礎からの高さが 60 cm 以上のブロック塀（組積造塀）の撤去工事を行う者に対して補助を行う。	2021(令和 3)年度時点 事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長 1 m 当たり 1 万円を乗じて 得た額のいずれか少ない額の 1/2 以内 上限 一敷地 10 万円

(2) 建築物の敷地の安全対策

地震の揺れが原因で斜面崩壊等が発生し、建築物が倒壊する等、地震時には土砂災害の発生が想定されます。このため、崩壊の危険性が高いがけ地を始めとする土砂災害危険箇所では、住宅への被害を防止するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」による移転を促進します。今後も、県と協力し、危険箇所の周知や各種事業の活用を検討しながら、地震による土砂災害の建築物被害軽減に努めていきます。

(3) 液状化対策・津波対策

液状化対策については、その危険性の周知にあわせ、住宅における対策方法等に関する情報提供を推進します。さらに、津波対策については、「津波防災地域づくり法」に基づく、総合的な津波防災地域づくりを推進していきます。

(4) 密集住宅市街地の整備

密集住宅市街地は災害時、避難や消火活動が困難となります。防災上安全な市街地の形成を促進するため市街地の整備事業を推進します。

(5) 新耐震住宅の安全対策

新耐震住宅についても今後、築40年以上のものが増加することから、建物の劣化の進行が予想されます。

熊本地震では、1981(昭和56)年以前の木造建物の倒壊率が高く、2000(平成12)年以降の倒壊率は低い調査結果がでています。これは2000(平成12)年に木造建物の接合部の金物の基準が明確に示され、その有効性が示される結果となりました。1981(昭和56)年以後の新耐震住宅においても接合部の金物については2000(平成12)年の基準に適合していないものがあることに留意し、国の動向を見ながら金物の確認方法などの情報の提供に努めていきます。

(6) 代理受領制度

2021(令和3)年度から、住宅の耐震改修等に取り組みやすくするため、耐震等関連事業補助金の代理受領ができるようになりました。

建物を所有する方など(申請者)が本市の補助金を受けて耐震改修工事等を行う場合に、補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから除かれます。申請書は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、自己で用意する資金の負担が少なくてきます。

2 空家の利活用促進

人口減少に伴い、空家や空き建築物が増加する中で、今後震災時に倒壊がおこると、隣地への被害や、道路等を閉塞する恐れがあり、周辺住民の方々の避難・救助活動に支障をきたします。

空家を活用した定住促進や空き建築物のリノベーションによる既存ストックの活用に併せて耐震改修を実施するなど、空家等の耐震化を促進します。

また、建物の利活用が難しい場合は建物を除却して土地の利活用が促進されるように努めていきます。

第5章 建築物の耐震化促進

5-1 取組の方針

建築物は都市機能や生活基盤の基本であります。公共施設はもちろんのこと、民間施設である店舗や、工場等の生産施設等は、大切な職場でもあります。建築物を地震から守るということは生活を守ることであり、その為には耐震化を促進する必要があります。

耐震診断義務付け対象建築物で、要緊急安全確認大規模建築物の「蒲郡市民会館ホール棟」と、要安全確認計画記載建築物のうち、防災上重要な建築物である「蒲郡市民体育センター武道館」は、耐震性の不足解消に向けて計画的に取り組んでいきます。また、要安全確認計画記載建築物のうち、通行障害既存耐震不適格建築物の34棟については、引き続き個別に訪問をするなど、所有者に対して直接的に、新たな耐震改修費、除却費の補助制度や耐震化の重要性を啓発していきます。

特定既存耐震不適格建築物については、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の進捗状況をみながら、耐震性の有無を把握するための耐震診断に加え、耐震化を促進する補助制度の創設について検討していきます。

5-2 耐震診断義務付け対象建築物、特定既存耐震不適格建築物の耐震化促進

耐震診断を実施した建築物の耐震性が不十分と判定された場合、利用者の命や市民の生活を守るために、耐震改修を実施していただく必要があります。特に、耐震診断義務付け対象建築物に対しては、重点的に、耐震改修の実施を促していく必要があります。

1 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化促進

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

2021(令和3)年3月に改定された県計画では、要緊急安全確認大規模建築物については、「2025(令和7)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消」という目標が示されました。本市が保有する「蒲郡市民会館ホール棟」については、蒲郡市公共施設マネジメント実施計画に沿って、本計画終了年度までに事業に着手し、早期に耐震性の不足を解消することを目指します。

(2) 要安全確認計画記載建築物

ア 防災上重要な建築物（法第7条第1号）

要安全確認計画記載建築物のうち、2021（令和3）年3月に追加指定された防災上重要な建築物である「蒲郡市民体育センター武道館」については、耐震診断の結果を2024（令和6）年12月末日までに所管行政庁（愛知県）に報告することが義務付けられた耐震改修の促進を図る必要がある建築物です。耐震化工事を含めた改修工事の実施設計を令和3年度に完了するため、今後は工事を実施していく予定です。

イ 通行障害既存耐震不適格建築物（法第7条第2号）

県計画では、要安全確認計画記載建築物のうち、2014（平成26）年3月に指定された通行障害耐震不適格建築物の34棟については、「2030（令和12）年までに耐震性が不十分なものを半数解消」という目標が示されたため、耐震改修費または除却費に要する費用の一部を補助していきます。

表 5.1 耐震診断義務化建築物耐震改修等補助事業

名称	概要	補助金額
耐震診断義務化建築物耐震改修費等補助金	耐震診断結果が公表された耐震診断義務付け対象建築物について耐震化に要した費用を補助	耐震改修工事：耐震改修工事に要する費用の11/15 （床面積により上限額設定） 除却工事：除却工事に要する費用の11/15 （床面積により上限額設定）

(3) 耐震診断義務付け対象建築物に係る耐震改修促進税制

耐震診断義務付け対象建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、①耐震改修をした場合の所得税・法人税の特別償却、②耐震改修をした場合の固定資産税の減額という特別措置が講じられています。

市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。

2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化促進

(1) 耐震診断、耐震改修、除却等

特定既存耐震不適格建築物についても、住宅と同様に、耐震化されているかどうかの状況を把握することが重要となります。そこで、建築物の所有者等に対してパンフレットの配布や訪問等を通じて耐震診断の重要性をお伝えし、実施していただくよう呼びかけを行います。

2021(令和3)年3月に行った多数の者が利用する建築物及び通行障害既存耐震不適格建築物(第3次緊急輸送道路沿道)の所有者へのアンケート調査結果では、どちらも、補助金があれば今後、耐震化工事(耐震改修、除却等)を考えるとの回答が半数以上となっています。この結果から今後の取組として、対象建築物の耐震化の進捗状況を注視し、補助事業制度の創設について検討していきます。

また、市が保有する多数の者が利用する建築物の「蒲郡市立図書館」については、蒲郡市公共施設マネジメント実施計画に沿って、本計画終了年度までに事業に着手し、早期に耐震性の不足を解消することを目指します。

(2) 特定既存耐震不適格建築物等(民間)の指導等

要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の所有者は、法により当該建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

一方、所管行政庁※等は特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導等を行うことができます。

要安全確認計画記載建築物の場合は、所管行政庁は、耐震改修の的確な実施を確保するために必要があると認められるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、耐震改修について必要な指導等を行うことができます。

耐震化を早期に推進するため、所管行政庁は定期的に全ての特定既存耐震不適格建築物等について調査し、必要に応じて指導・助言、指示、公表を行い、建築基準法第2条第35号の特定行政庁として勧告・命令を行うこととします。本市は、所管行政庁と連携し、所有者への周知を行い特定既存耐震不適格建築物等の耐震化を促進していきます。

※ 蒲郡市における所管行政庁は愛知県です。

5-3 関連施策

1 関連する安全対策

(1) 窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。このため、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性を周知するとともに、建築物の所有者等には対策を講ずるよう周知していきます。

2014(平成26)年4月1日から特定天井※の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されています。

※ 特定天井

対象：6 mを超える高さにあり、面積 200 m²を超える、質量 2 kg/m²超の吊り天井で日常利用する場所に設置されているもの。

基準：吊りボルトを増やす、接合金物の強度を上げるなどの措置を行う。

図 5.1 窓ガラスの落下



図 5.2 つり下げ天井の落下



(2) エレベーターの安全対策

近年、地震発生時において、エレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じこめられるなどの被害が発生しています。

このような被害を避けるため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知を図るとともに、県・関係団体と連携して地震発生時における安全装置の設置を促進していきます。

なお、2014(平成26)年4月1日からはエレベーター、エスカレーター等の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されています。

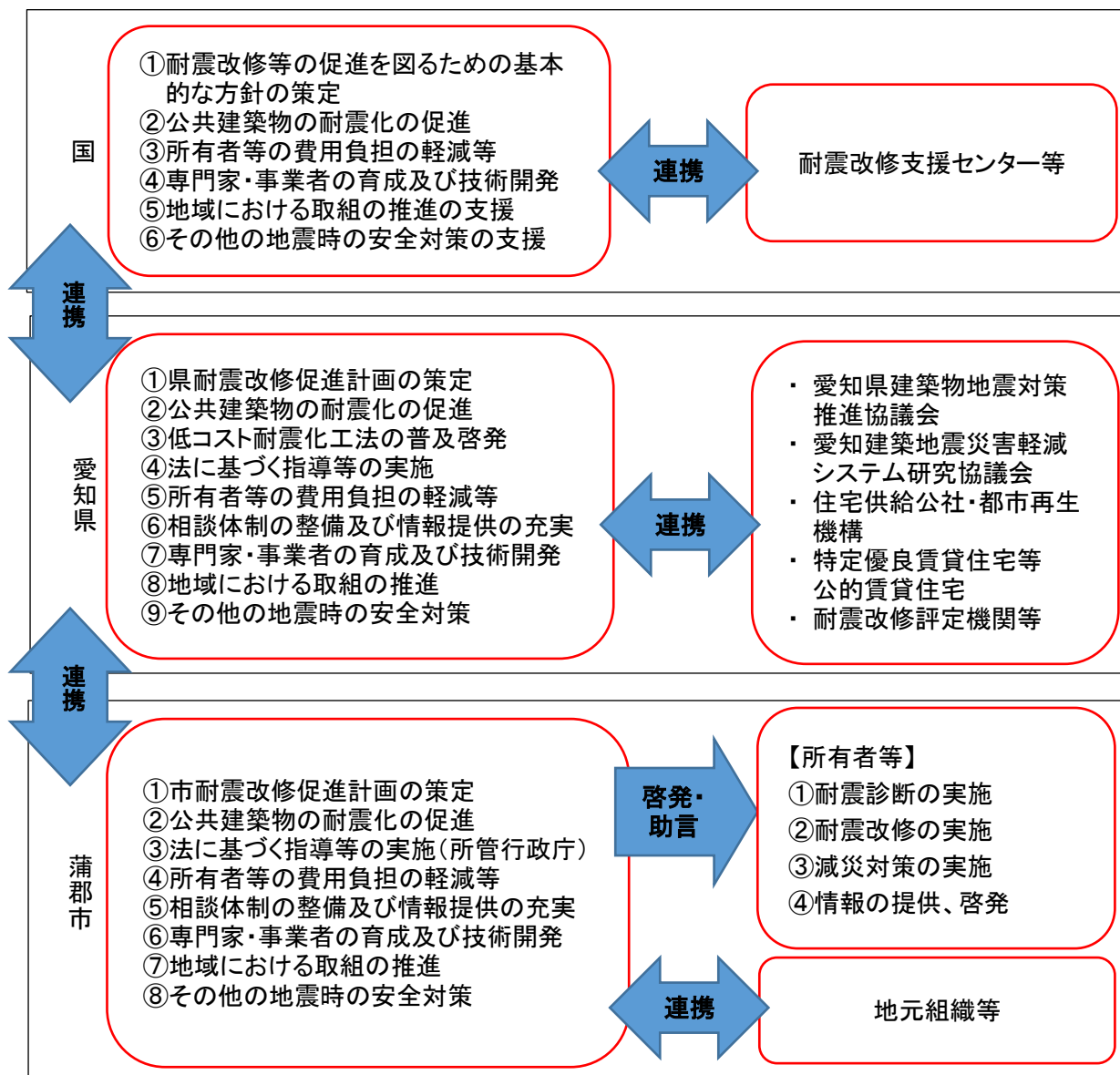
第6章 計画達成に向けて

6-1 耐震化及び減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本計画で示している耐震化目標を実現するためには所有者等の取組をできる限り支援していくことが重要です。これまで以上に迅速かつ確実に耐震化を実行していくという観点から、国や県との役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していきます。

図6.1 国・県・市・所有者等の役割分担



6-2 フォローアップについて

住宅に関しては、各年度の耐震診断や耐震改修の実績、除却建替えの状況等を把握し、住宅・土地統計調査の結果を参考にして進捗状況の確認を行い、「蒲郡市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」として取りまとめます。

建築物に関しては、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の推進状況を確認しながら促進を図ります。特定既存耐震不適格建築物は、現地調査や除却、建替え状況を台帳等にまとめ進捗状況を確認しながら耐震化の促進を図ります。

また、法改正や県計画、関連計画等の見直しが行われた際には、本計画の内容を検証し、適宜見直したうえで耐震化及び減災化の促進を図ります。

資料編

アンケート調査

本計画の見直しを行うにあたり、耐震化の状況を把握するとともに今後の耐震対策の取組の参考にするため、2021（令和3）年3月に「多数の者が利用する建築物」及び「通行障害既存耐震不適格建築物（第3次緊急輸送道路沿道）」の所有者に対し、アンケート調査を実施しました。

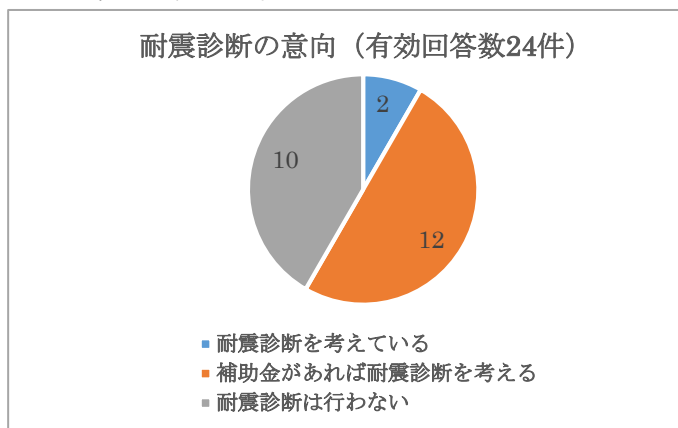
1 アンケートの調査結果（抜粋）

(1) アンケート調査の対象者と回答

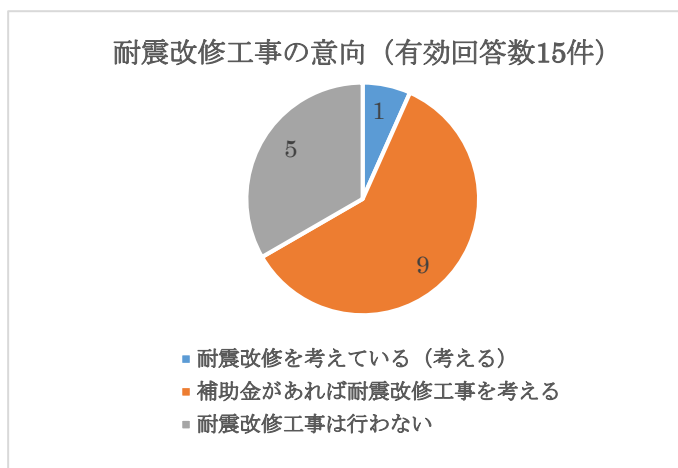
回答者の区分	配布数（件）	回答数（件）
ア 多数の者が利用する建築物の所有者	45	45
イ 通行障害既存耐震不適格建築物の所有者 （第3次緊急輸送道路沿道）	222	140

ア 多数の者が利用する建築物の所有者

問 耐震診断はお考えですか

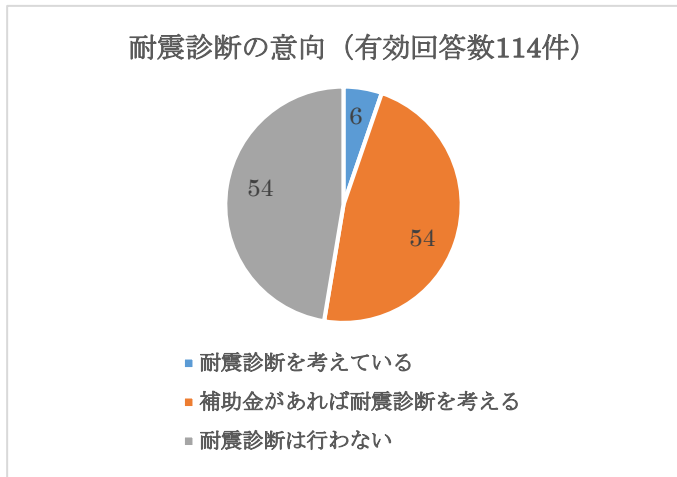


問 耐震改修工事のお考えについて

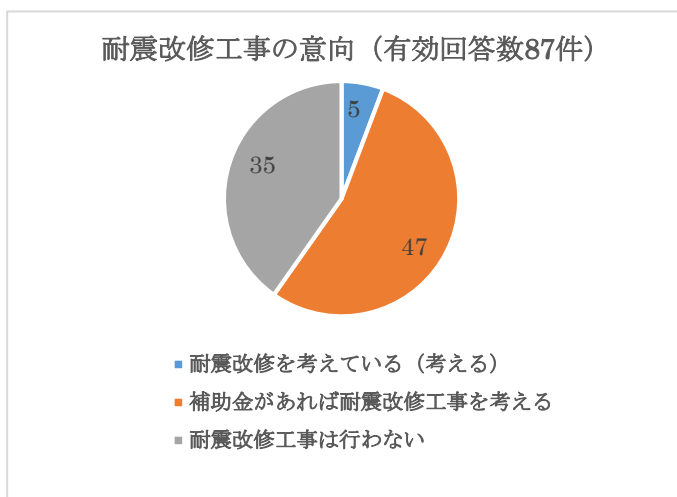


イ 通行障害既存耐震不適格建築物（第3次緊急輸送道路沿道）の所有者

問 耐震診断はお考えですか



問 耐震改修工事のお考えについて

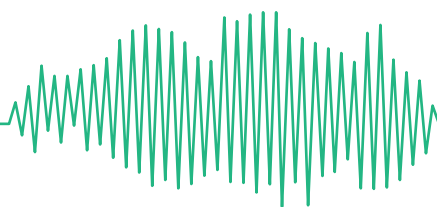




Gamagori City Earthquake-Resistant Repair Promotion Plan 2022

蒲郡市耐震改修促進計画

令和4年3月



発行・編集：蒲郡市 建設部 建築住宅課
住所：〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号
電話：0533-66-1132(代表)